

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年2月9日

新潟県監査委員 栗山和廣

新潟県監査委員 青柳正司

新潟県監査委員 片野猛

新潟県監査委員 岡俊幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準の「第2章 実施基準」に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所中山間地 農業技術センター	令和2年12月25日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
上越家畜保健衛生所	令和2年12月25日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
内水面水産試験場	令和3年1月7日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
村上高等学校	令和3年1月7日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	適正と認めた。
長岡向陵高等学校	令和2年12月25日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
長岡農業高等学校	令和2年12月24日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
六日町高等学校	令和2年12月23日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 徴収金会計に関する事項
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	適正と認めた。
八海高等学校	令和3年1月5日	令和元年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
高田高等学校	令和3年1月6日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上
糸魚川白嶺高等学校	令和2年12月24日	令和元年度	令和元年11月1日から 令和2年3月31日まで	同 上
		令和2年度	令和2年4月1日から 令和2年10月31日まで	同 上